第９章　食品・生活衛生

第１節　食品衛生

１　食品の安全に関する庁内連絡会議の設置　〔保健衛生課〕

食品安全基本法の制定を受け、平成15(2003)年10月、市の食品に関係する部局により「北九州市食品の安全に関する庁内連絡会議」を設置しました。食品の安全確保のための「５つの行動目標」を定めるとともに、食品の安全に関する総合的な施策・事業を「食品の安全確保に向けた北九州市の取組み」としてとりまとめ実施しています。

【５つの行動目標】

・食品供給行程の各段階における監視指導（生産から消費まで）
・食品関連事業者の自主管理支援
・情報及び意見交換の促進
・食品の安全性確保に関する学習、知識の普及
・試験研究体制の整備

【食品の安全確保に向けた北九州市の取組み】

＜ホームページ＞https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18900147.html

２　営業許可　〔保健衛生課〕

食品衛生法に基づき、保健所で営業の許可に関する業務を行っています。

◆食品衛生に関する許可件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
許可件数	2,487件	2,903件	3,874件

３　食品衛生監視指導　〔保健衛生課〕

市内の食品関係営業施設に、食品衛生監視員が立ち入り、衛生的取扱いや施設の衛生管理などについて監視指導を行っています。

また、不衛生な食品や食品衛生法の規格基準に違反している食品などを排除するため、市内で製造・販売している食品などを収去し、保健環境研究所で検査を行っています。

さらに、北九州市中央卸売市場等に入荷する鮮魚介類、青果、加工食品などを収去し、流通段階での安全性についてチェックをしています。

市民の健康保護を図ることを目的に、食品衛生監視指導計画を策定し、食品の安全を確保するための施策を実施しています。本市では令和６(2024)年度の計画策定にあたり、区役所、保健所及びホームページなどを通じて広く市民から意見を求め、令和６(2024)年３月、令和６(2024)年度北九州市食品衛生監視指導計画を策定し、公表しました。

この計画は、効果的な監視指導等を行うため、食中毒等の発生状況を踏まえ業種、取扱食品及び施設規模等を考慮し、年間の事業計画を定めています。

また、近年の食中毒の発生状況などから、特別に対策を要するものとして令和６(2024)年度は、次の重点対策を実施し、検査業務と連動させ科学的な根拠をもとに指導を行います。

・HACCP に沿った衛生管理の普及推進事業
・食中毒予防対策事業

◆食品衛生施設の監視指導件数

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設数		30,914	32,338	31,956
	許可を要する施設	14,783	15,402	15,770
	許可を要しない施設	16,131	16,936	16,186
監視指導件数		8,969 件	11,572 件	12,098 件

◆食中毒発生状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
発生件数	8件	18件	5件
患者数	71人	100人	5人

４　食品の検査　〔保健衛生課〕

食の安全、特に遺伝子組換え食品、残留農薬等について市民は大きな関心を持っています。

本市では、食の安全を確保し安心につなげていくために遺伝子組換え食品、残留農薬等について検査を実施しています。

（１）残留農薬検査

残留農薬については、ポジティブリスト制（農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止し、禁止していないものを一覧表に示す制度）に基づいて、食品衛生監視員が中央卸売市場や市内の販売店で野菜や果実を収去し、保健環境研究所で検査を行っています。結果については情報を共有して、関係機関との連携を図っています。

◆農産物の残留農薬検査結果

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
野菜・果実		224（0）	231（1）	239（0）
	うち外国産	52（0）	40（0）	34（0）

※（　）は違反件数

（２）遺伝子組換え食品検査、細菌及びウイルス迅速検査

平成13(2001)年４月から安全性審査を受けていない遺伝子組換え食品の流通ができなくなるとともに、承認を受けた遺伝子組換え食品を含む食品については、その表示が義務付けられています。

本市では遺伝子組換え食品の、食品への混入を定量的に調べることのできるリアルタイム PCR 装置を整備し、市内に流通する遺伝子組換え食品の検査を実施しています。

また、この装置を使用することで、腸管出血性大腸菌 0157やノロウイルス等、食中毒の原因となる細菌やウイルスの検査に迅速に対応することができます。

５　正確な情報の周知・知識の普及に向けた取組み　〔保健衛生課〕

食品の安全確保施策について、消費者をはじめ生産、製造、加工、流通、販売の各段階における関係者相互間の情報・意見の交換を行う目的で、次の事業を実施しています。

（１）食品衛生懇話会

本市における食品の安全・安心について意見交換を行う場として、食品衛生懇話会を設置しています。具体的には、本市が毎年度作成する食品衛生監視指導計画及び保健所等が行った施設監視、食品検査等の結果について、意見を交換しています。会員は、学識経験者、消費者、食品事業者、生産者等から選ばれ、年間３回開催しています。

（２）食品安全シンポジウム

食品安全基本法では、消費者の役割として「食品の安全性確保に関し、知識と理解を深めるとともに、施策について意見を表明することによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たす。」と規定されています。これを受け、市民に対する食品衛生の正しい知識・情報の提供の場として食品の安全をテーマに、学識経験者等を招き、市民が参加し、共に食品の安全性について意見を交換するシンポジウムを開催しています。

（３）食品衛生講習会・市民啓発の実施

食品衛生関係営業者や給食調理員、市民を対象に、衛生講習会や出前トークを開催し、食品衛生に関する知識の普及を行っています。特に、毎年８月の食品衛生月間には、食中毒予防についての啓発を重点的に行っています。

◆講習会の実施状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施回数	89 回	93 回	83 回
受講者数	3,781 人	3,282 人	3,002 人

（４）食品衛生に関するリスクコミュニケーション事業

その他、市民との食品の安全に関する意見交換の場として、食品衛生に関する様々なリスクコミュニケーション事業を実施し、行政や食品関連業者と意見交換を行うことにより相互理解を深めることができるよう取り組んでいます。

◆その他、リスクコミュニケーション実施結果

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
食品衛生カレッジモニター	１回	１回	１回
食の安全たんけん隊	中止	動画配信により実施	１回
食品衛生市民講座	動画配信により実施	動画配信により実施	１回
一日食品衛生監視員委嘱事業	中止	動画視聴と意見交換により実施	１回

６　BSE（牛海綿状脳症）対策　〔食肉センター〕

BSE の検査は、と畜検査の一つとして本市のと畜検査員（獣医師）が実施しています。本市では、関係法令の改正にあわせ、令和６年４月１日より月齢による検査対象区分を廃止し、検査対象をと畜場

における生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛としました。この検査で陽性の場合、直ちに検体を国立感染症研究所等に送ります。これらの試験機関ではウェスタンブロット検査、免疫組織化学検査等の確認検査を行います。確認検査で陽性の場合、検査結果を厚生労働省の専門家会議で検討し確定します。

BSE が確定した場合、該当する牛の肉や内臓等は800℃以上の高温で焼却処分されます。また、スクリーニング検査の結果が出るまで牛の肉や内臓等は保管され、市場に出ることはありません。施設や機械器具は、スクリーニング検査で陽性となった時点で高濃度次亜塩素酸ナトリウム等で消毒します。

◆北九州市内の牛と畜頭数と BSE 検査結果

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
牛と畜頭数	9,025 頭	9,403 頭	9,488 頭
陽性頭数	0 頭	0 頭	0 頭

7　食肉センターの運営　〔食肉センター〕

食肉センターは、牛・豚などの家畜を安全で衛生的な牛肉・豚肉などに加工する施設で、現センターは、昭和 63(1988)年に小倉・八幡の両センターを統合新設し、オープンしました。

平成 11(1999)年～平成 13(2001)年には、「と畜場法」の改正に伴う設備改善を行い、平成 16(2004)年には搬入頭数増のため新部分肉加工所を建設するなど運営上の改善対策も行っています。

平成 16(2004)年 12 月からは、安全に加え、安心を提供するための仕組みづくりとして開始された「牛肉トレサビリティー事業（牛の個体識別番号の表示事業、DNA 鑑定用の全頭サンプリング事業など）」を実施しています。

と畜場法改正に伴い、令和３(2021)年６月１日からは、HACCP に沿った衛生管理を実施しています。

①　食肉センターの管理

と畜機械設備、枝肉冷蔵庫、廃水処理施設などの施設設備の維持管理をはじめ、と畜業者の指導・調整、と畜に関する使用料・手数料の収納などを行っています。

②　と畜検査

安全で衛生的な食肉の供給を図ることを目的に、牛・豚などの家畜の疾病または異常の有無を、１頭毎に生体・枝肉・内臓のすべてにわたって徹底した検査を行っています。

異常があった場合は、とさつ禁止、全部廃棄などの処分を行っています。

③　BSE 検査（牛海綿状脳症）

平成 13(2001)年 10 月 18 日から全国一斉に全頭検査を実施していました。その後、関係法令の改正にあわせ、平成 29(2017)年４月１日からは、生体検査で神経症状等を示す 24 か月齢以上の牛を検査対象としていましたが、令和６年４月１日からは、月齢による検査対象区分が廃止され、生体検査で行動異常または神経症状を呈する牛を対象に検査を行っています。

また、BSE の原因となる異常プリオンが主に蓄積する「特定部位」は、除去、焼却を行い、安全な食肉の供給を行っています。

④　食鳥検査

認定小規模食鳥処理場に対し、定期的に衛生指導を行っています。

⑤　精密検査

0157 をはじめとした感染症や残留有害物質など食肉からの事故を防ぐため、病理学的・微生物学

的・理化学的な精密検査を実施しています。

⑥　食肉業者の指導

と畜業者のほか関係する食肉関係業者に対し、センターの運営管理事項、衛生的な食肉の取扱い・搬送・販売などについて指導しています。

【所在地】小倉北区末広二丁目３－７

【施設の特色】

・処理工程の効率化…オンレール方式と機械処理の導入

・省エネ、省資源の追究…水の再利用、冷蔵システムの集中監視体制

・公害防止対策の強化…廃水処理設備の密閉化、局所脱臭設備の導入

【処理能力】

	と畜能力	冷蔵保管能力
大動物（牛・馬）	100 頭／日	大動物枝肉 300 頭
小動物（豚・羊）	600 頭／日	小動物枝肉 900 頭

◆検査の状況（単位：頭）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
と畜頭数	牛	9,025 頭	9,403 頭	9,488 頭
	豚	33,666 頭	36,172 頭	36,260 頭
一部・全部廃棄実頭数	牛	3,640 頭	4,778 頭	5,250 頭
	豚	1,0703 頭	11,473 頭	16,258 頭
BSE ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ検査対象（※）	牛	0 頭	0 頭	0 頭

※BSE ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ検査対象牛：生後 24 カ月以上の牛で神経症状を示す牛（令和３年度以降０頭）

第２節　生活衛生〔保健衛生課〕

１　安全な生活衛生の確保

市民の日常生活をとりまく「衣・食・住」に関する衛生の維持や安全性を確保するため、公衆浴場、ホテル、理・美容所などの営業施設、遊泳用プールなどの施設の監視指導、検査を行っています。

また、保健所東部・西部生活衛生課、区役所保健福祉課（小倉北、八幡西区を除く）では、市民の生活衛生に関する相談や苦情にも応じています。

２　営業許可

興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理・美容師法、クリーニング業法、関係の各種条例などに基づき、保健所で営業の許可（確認）業務を行っています。

◆営業許可件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
許可（届出）件数	172 件	181 件	193 件

３　監視指導・検査の実施

市内の環境衛生関係営業施設に、環境衛生監視員が立ち入り、衛生的取扱いや施設の衛生管理などについて監視指導を行っています。

また、ホルムアルデヒドなどの有害物質による健康被害を防止するために、衣類や洗浄剤といった家庭用品についても検査を行っています。

◆実施状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設数	7,696	7,628	7,636
監視指導件数	1,212 件	1,676 件	2,089 件

４　衛生講習会・市民啓発の実施

環境衛生関係営業者や遊泳用プールの管理者、市民を対象に、衛生講習会や出前トークを開催し、環境衛生に関する知識の普及を行っています

◆実施状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施回数	2 回	4 回	9 回
受講者数	82 人	67 人	150 人

５　火葬場の運営

◆火葬件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
東部斎場	5,994	6,955	6,812
西部斎場	6,911	6,879	6,897
合　計	12,905	13,834	13,709

第３節　保健衛生等の検査・研究〔保健環境研究所〕

保健環境研究所は、保健衛生に関する試験検査や調査研究を行う施設として、昭和40(1965)年に北九州市衛生研究所として発足しました。その後、昭和49(1974)年に北九州市環境衛生研究所、平成６(1994)年に北九州市環境科学研究所と改称しました。平成29(2017)年には環境局から保健福祉局への編入に合わせて北九州市保健環境研究所と改称し、保健衛生・環境分野の検査・研究拠点としての役割を果たしています。

【所在地】戸畑区新池一丁目２番１号

１　衛生化学部門

食品添加物や食品中に残留する農薬や動物用医薬品、貝毒などの検査、血液中のPCB検査、衣類や洗浄剤などの家庭用品に含まれている有害化学物質の検査を行うほか、食品中の農薬や動物用医薬品などを迅速に検査するための分析法の開発や検査の妥当性評価試験などに取り組んでいます。

２　微生物部門

食品に関する細菌検査や遺伝子組換え食品検査、食中毒発生時の原因究明のための検査、感染症の流行状況を把握するための病原体検査、性感染症（HIV・梅毒・クラミジア）の抗体検査、公衆浴場のレジオネラ属菌検査を行うほか、感染症媒介蚊のウイルス保有調査や薬剤耐性菌の遺伝子解析などに取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症発生時の対応状況や課題等を踏まえ、今後の感染症の発生やまん延に備えるため、平時における準備や感染症危機発生時における速やかな検査体制の構築等を明記した「北九州市保健環境研究所健康危機対処計画（感染症）」を令和６年３月に策定しました。

３　環境部門

大気環境中のベンゼンなどの有害大気汚染物質、PM2.5、事業場や処分場などの排水、事故発生時の原因調査などの検査業務に加え、調査研究として未規制化学物質の汚染実態調査や災害時の化学物質による健康被害等を防ぐための環境モニタリング体制の構築などに取り組んでいます。

◆検査件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
依頼検査	20,780件	4,397件	3,523件
調査研究	4,544件	3,326件	857件
合　計	25,324件	7,723件	4,380件

第４節　動物の愛護及び管理事業の推進

１　「致死処分ゼロ社会宣言」　〔動物愛護センター〕

平成 21(2009)年に「北九州市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、動物の適正飼育の指導や啓発など様々な動物愛護の取組みを進めてきました。また、平成 26(2014)年 11 月には「致死処分ゼロ社会宣言」を行い、北九州市獣医師会や動物愛護団体、個人ボランティア等の多くの関係団体の協力を得ながら、動物愛護センターでの犬猫の引取り数の削減や譲渡の推進等に取り組んできました。

その結果、多くの犬猫が処分される状況は改善され、令和元年度には致死処分ゼロの目標をほぼ達成することができました。

この致死処分ゼロ社会を維持するために、令和４(2022)年度から動物愛護センターの公式 SNS を開設して譲渡動物や譲渡会の情報発信を開始し、譲渡の推進を強化しています。

２　動物愛護センターの運営　〔動物愛護センター〕

動物愛護センターは、「狂犬病予防法」や「北九州市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、狂犬病の予防や犬などによる危害や迷惑の防止、適正な飼育管理の指導などを行い、公衆衛生の向上を図っています。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、人と動物のふれあいを通して動物愛護思想の普及・啓発を行っています。

【所在地】小倉北区西港町 24 番地の７

（１）施設の概要

①開設年月：平成５(1993)年１月

②規模

敷地面積：6,874 ㎡

建物面積：管理棟 600 ㎡、動物棟 870 ㎡、子犬舎 30 ㎡

③収容能力：犬 110 頭、猫 133 頭

④焼却能力：１号炉 40 頭／日、２号炉 30 頭／日

⑤付属施設：ふれあい広場、動物慰霊碑

（２）施設の機能

①動物愛護思想の普及・啓発　②犬・猫の譲渡　③収容犬猫の飼い主への返還

④野犬・放し飼い犬による危害の防止　⑤犬・猫の引き取り　⑥負傷した犬・猫の保護・収容

⑦死亡ペットの焼却（有料）　⑧動物取扱業の登録　⑨特定動物の飼養又は保管の許可

（３）取り扱い法令

①狂犬病予防法

②動物の愛護及び管理に関する法律

③北九州市動物の愛護及び管理に関する条例

動物愛護センター▸

（４）野犬などの捕獲

動物愛護センターでは、「狂犬病予防法」、「北九州市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、市民の安全や財産を保護するため犬の捕獲を行っています。

また、交通事故などで傷ついた犬、猫の保護、治療も併せて実施しています。

◆取り扱い頭数（件数）

	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫
登　録	4,128 頭	－	4,436 頭	－	6,031 頭	－
捕　獲	135 頭	－	105 頭	－	100 頭	－
引き取り	78 頭	231 頭	92 頭	242 頭	59 頭	262 頭
抑留犬返還	53 頭	－	57 頭	－	50 頭	－
譲　渡	134 頭	155 頭	130 頭	156 頭	126 頭	169 頭
処　分	1 頭	15 頭	0 頭	8 頭	0 頭	11 頭

（５）動物愛護思想の普及・啓発

平成５(1993)年１月の新センター改築を期に従来の捕獲・指導業務に加え、「譲渡会」、「ふれあい教室」などの動物愛護事業を開始しました。SNS（Instagram、Facebook、X）を活用した譲渡動物の紹介や適正飼育の啓発も行っています。

また、平成 17(2005)年１月から動物愛護推進員制度を施行し、広範な動物愛護事業の推進を図っています。

平成 21(2009)年７月には、新たに「北九州市動物の愛護及び管理に関する条例」を施行し、動物の適正飼育や真の動物愛護精神の気風が市民の間で育つよう努めています。

（６）飼い主のいない猫対策

平成 24(2012)年度から、いわゆる地域猫活動をしている町内会の管理するめす猫の不妊手術を実施しています。平成 30(2018)年度からは、おす猫の去勢も対象に加えました。

◆実施状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
手術頭数	23 頭	5 頭	8 頭

（７）災害時のペット対策

ペットとの同行避難について周知啓発を強化するため、ペットの飼い主と避難所運営者が災害に備えて日頃から準備することや、それぞれが災害発生時に対応することについて１冊にまとめて記載した、「飼い主と避難所運営者のための手引き」を作成しました。現在、市のホームページで公開し、各区役所及び動物愛護センターで配布しています。

さらに、令和４年度、令和５年度と、ペットの鳴き声等で最寄りの予定避難所への避難が難しい市民に対し、ペットと同じ場所で過ごせる「同伴避難」が可能な専用避難所を戸畑区の夜宮青少年センターに試行的に設置しました。令和６年度も、一部見直しを行い、避難生活が長期化する場合などに、同行避難の継続が難しくなった市民の二次的な避難所として、小倉北区の到津の森公園子どもホール

に専用避難所を開設することとし、取組みを継続しています。

【飼い主と避難所運営者のための手引き】

3　狂犬病予防注射の実施　〔動物愛護センター〕

犬の飼い主は狂犬病予防法に基づき生涯１度の登録と生後 91 日以上の犬については、毎年１度の狂犬病予防注射が義務付けられています。

このため、本市では毎年４月に市内に会場を設け、北九州市獣医師会と協定を結び、狂犬病予防注射（集合注射）を実施しています。

また、年間を通して市内すべての動物病院でも狂犬病予防注射を実施しています。

◆令和５(2023)年度登録・注射実施の状況

	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	計
登録数	103 件	4,956 件	333 件	119 件	100 件	385 件	35 件	6,031 件
注射実施数	2,418 件	5,309 件	6,809 件	3,114 件	1,798 件	7,710 件	1,045 件	28,203 件

※動物愛護センターでの登録（マイクロチップ特例制度分含む）・注射実施数は小倉北区分に含む。

※「登録数」には他都市からの転入を含む。

4　ワンヘルスの推進　〔保健衛生課〕

新型コロナウイルス感染症をはじめとする人と動物の双方に感染する人獣共通感染症は、農耕や都市化による森林開発等、人による生態系に影響を及ぼす行為が繰り返され、その結果、人と野生動物の生存領域が変化し、近接してきたことから、本来、野生動物が持っていた病原体が様々なプロセスを経て人に感染するようになったとされています。

こうした問題に対しては、「人と動物の健康、環境の健全性を一体的に守る」という、ワンヘルスの理念のもとに、医療、獣医療、環境保全などの各分野が連携して取り組むことが重要です。

本市では、平成 28(2016)年 11 月に、「世界獣医師会、世界医師会“One Health”に関する国際会議」が開催され、ワンヘルスの実践の礎となる「福岡宣言」が採択されました。

福岡宣言が行われた都市として、本市は、ワンヘルスを実践する先進的なモデルとなるよう、令和３(2021)年 11 月に、北九州市医師会、北九州市獣医師会と共同で、ワンヘルスの推進宣言を行い、感染症対策や環境保全、人と動物の共生社会づくり等の活動をワンヘルスの理念のもと取り組んでいくこととしています。